

滋賀県中小企業振興資金融資制度

セーフティネット資金

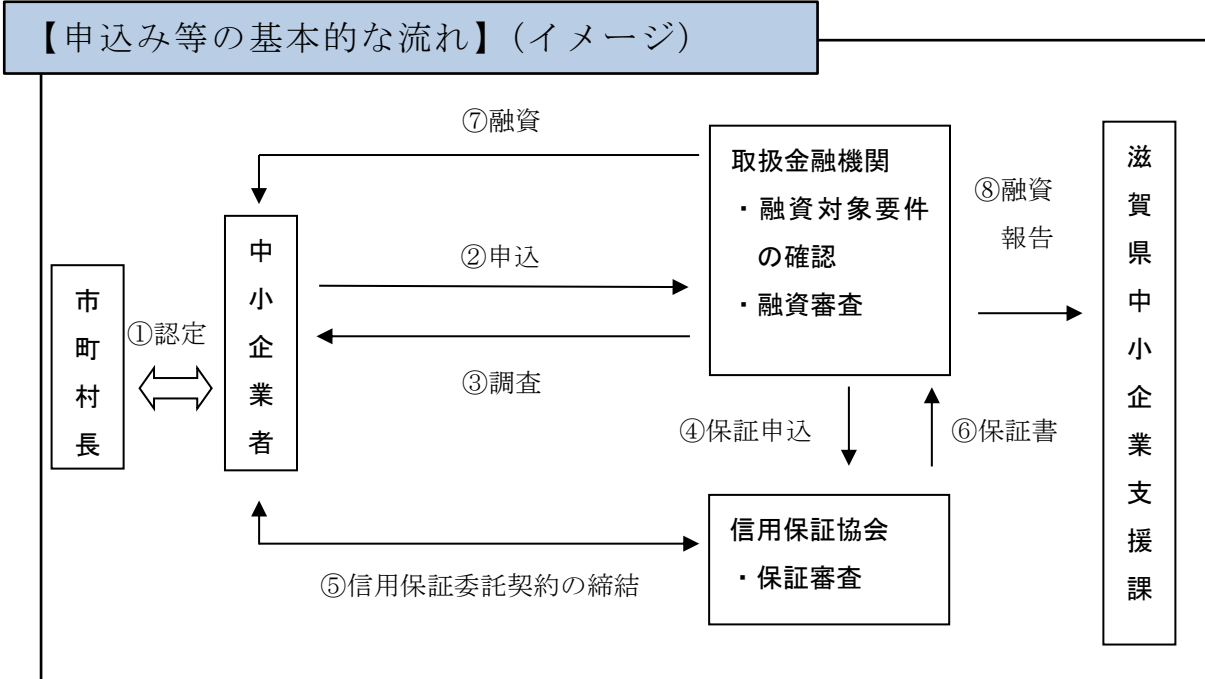
(コロナ新規枠・コロナ借換枠)

(危機関連保証・全業種対象^(※1) 伴走支援型特別保証)

	コロナ新規枠 (運転・設備)	コロナ借換枠
融資対象者 (※1)	<p>中小企業信用保険法第2条第6項に該当する者として、市町村長の認定(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)を受け、かつ今後取り組む事項(経営行動計画書)を作成し、金融機関による継続的な伴走支援を受けられる中小企業者、協同組合等(危機関連保証利用者)。</p> <p>【市町村による認定要件】</p> <p>〔認定に関する詳細は、各市町村にお問い合わせください。〕</p> <p>○新型コロナウイルス感染症の突発的発生に起因して、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれること</p> <p>※一部要件緩和あり</p>	<p>左の市町村長の認定を受けかつ金融機関による継続的な伴走支援を受けられる中小企業者、協同組合等で、次のすべてに該当する者</p> <p>①保証協会保証付融資(責任共有制度の対象となっている保証付融資および流動資産担保保証等一部保証付融資を除く)を受けている者で、借換を行うことで、経営の改善が見込まれる者</p> <p>②借換対象資金が、元本返済が開始された後6か月以上経過し、かつ遅滞なく返済されていること</p>
融資限度額 (※2)	コロナ新規枠およびコロナ借換枠合わせて4,000万円(※3)	
融資利率 (※4)	年1.0%	年1.5%
信用保証	<p>信用保証協会保証付(100%保証)</p> <p>保証料率 年0.85%</p> <p>ただし、経営者保証免除対応を適用する場合は、1.05%</p> <p><保証料率の補助></p> <p><u>0.65%(経営者保証免除対応を適用する場合は、0.85%)に相当する額を国が補助する。</u>ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については国の補助の対象外とする。</p> <p>(参考) 申込人の保証料負担 保証料率 年0.2%</p>	
融資期間 (※5)	10年以内(据置5年以内)	
担保・保証人	保証協会の定めるところによる	
利用可能期間	令和3年4月1日~令和3年12月31日 (上記期間中に保証申込が受け付けられ、かつ貸付が実行される必要があります。)	

借入申込先	取扱金融機関
取扱金融機関	滋賀銀行、関西みらい銀行、大垣共立銀行、京都銀行、福井銀行、滋賀中央信用金庫、長浜信用金庫、湖東信用金庫、京都信用金庫、京都中央信用金庫、滋賀県信用組合、滋賀県民信用組合、商工組合中央金庫、京滋信用組合、近畿産業信用組合、滋賀県信用農業協同組合連合会

令和3年7月1日現在



※1 農林水産業、金融・保険業、公務（公的機関）、学校法人、政治・経済、文化団体、宗教等、滋賀県信用保証協会の保証の対象外業種を除きます。

※2 融資限度額は、セーフティネット保証第4号、5号および危機関連保証分等を含め、本資金（コロナ新規枠）および本資金（コロナ借換枠）併せて4,000万円とします。また、上記の融資限度額のほか、セーフティネット資金全体（コロナ新規枠、コロナ借換枠、新規枠および借換枠）として新規枠8,000万円、借換枠2億円を融資限度額とします。

※3 設備資金の場合、融資対象となる設備について借入申込時に所要資金の30%以上の支払いがなされていないこと。

※4 融資利率は、今後金融情勢等により変更することがあります。

※5 融資期間は1年以上となります。

（特記事項）

- ・セーフティネット保証は、一般保証とは別枠で利用できます。
- ・上記資金の融資対象に該当しない場合でも、他の資金が活用できる場合があります。また、融資対象者であっても、金融機関や信用保証協会の審査により、ご希望に添えない場合があります。

事前相談と借入申込先

上記の取扱金融機関

制度全般の相談

滋賀県 商工観光労働部 中小企業支援課 金融支援係